

【資料 2】 研修の受講方法等について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1回検討会 資料4 本検討会の議論事項について（抜粋）

（1）子ども家庭福祉に係る研修の課程

- 子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性としてどのようなものが考えられるか。（→第1回WGにおいて議論）
- **研修の具体的な受講方法（講義/演習/実習、パッケージ型/アラカルト型）としてどのようなものが考えられるか。また、オンラインによる講義の受講についてどのように考えるか。**
- 研修カリキュラムの科目名、科目ごとの到達目標、学習項目、科目ごとの時間数についてどのように設定するか。（→資料3で議論）
- **研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。**

等

論点 1－①（講義・演習・実習について）

研修の具体的な実施方法としては、講義形式、演習形式、実習形式が主に想定され、また、それぞれを組み合わせることも想定される。

新たな認定資格の趣旨や、これまで議論した専門性に係る議論等を踏まえ、どのような形式とすべきか。

論点 1 – ①（講義・演習・実習について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格については、本検討会及びWGにおける専門性の議論を踏まえ、その研修カリキュラム案（資料3）を検討しているもの。具体的には、
 - ・ ソーシャルワークの理論や方法
 - ・ 子どもの発達等や子どもを取り巻く環境に関する知識
 - ・ 関係機関との協働の在り方
 - ・ 子どもや家庭への支援の方法を実践できること等の幅広い内容について、所定の時間数（100時間程度）においてこの内容を習得することができるものとする必要がある。
- 研修の受講対象者は、「一定の相談援助の実務経験」を有する者に限られており、児童や保護者等に対する支援等を実施した経験を一定程度有している。

【整理案】

- 子ども家庭福祉分野の研修課程（100時間程度）に関しては、講義及び演習（ロールプレイ等）を組み合わせて実施することとしてはどうか。

論点 1 – ②（研修の受講方法について）

研修の認定に関する考え方として、単一の機関による研修パッケージのみを認める場合等が考えられるが、新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要がある科目が幅広い分野に及ぶこと等に鑑み、どのような形とすべきか。

論点 1 – ②（研修の受講方法について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要がある科目は幅広く、かつ、それぞれの科目について一定の専門性をベースとして提供する必要がある。
- 研修を提供する機関については、制度施行後順次拡充していくことが考えられる一方で、子ども家庭福祉分野の現場の相談援助実務の質の向上を早期に実現するという観点に立てば、研修を提供する機関についても早期に確保する必要がある。

【整理案】

- 1つの機関において研修を提供できる機関が十分に確保できないといったことがないよう、研修については、1つの機関が全ての研修科目を提供することを基本としながらも、複数の機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージを認定することも可能としてはどうか。

※ 社会福祉士・精神保健福祉士においては、資格取得希望者が修めるべき科目を法令で規定した上で、当該科目を実施する養成施設等を厚生労働大臣等が指定する仕組みとなっている。

論点 1 – ③ (オンラインによる受講について)

研修について、

- 全体を通して対面実施を必須とする
- 科目の内容等に応じて、インターネット等を活用した研修を可能とする

といったことが考えられるが、どのような形とすべきか。

論点 1 – ③（オンラインによる受講について）

【検討に当たっての視点】

- 各研修科目の内容に応じ、目的を着実に達成するための適切な方法（テキスト学習やグループワーク等）により実施する必要がある。
- 一方、研修受講者の多くは現在、子ども家庭福祉分野の現場で勤務する者であることが想定され、受講に当たっての移動等による負担について十分に留意する必要がある。
- オンラインでの研修については、社会福祉士及び精神保健福祉士のカリキュラムやコロナ禍での特例通知において、講義及び演習に関し、インターネット等を活用した研修も可能※となっているところ。

※ 法令上は、通信課程の場合、演習の一部について、印刷教材による授業に加え、面接授業による実施を求めているところ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響により休講等が生じた場合に、演習についてもインターネット等を活用した学修等を行うことを可能としている。

【整理案】

- 印刷教材によるオンデマンド形式の講義及びインターネット等を活用した演習（一部）の実施を可能としつつ、演習のうち、講師及び研修受講者がコミュニケーションをとりながら行うロールプレイ等については、原則対面での実施とし、受講者の地理的事実等により対面での受講が難しい場合に、インターネット等を活用した実施を可能とすることとしてはどうか。
- ただし、インターネット等を活用した研修の実施にあたっては、下記のような事項が担保されるよう、研修の認定の際留意することとしてはどうか。
 - ・ インターネットを活用した研修の実施体制が確保されていること（セキュリティ対策）
 - ・ オンライン研修の場合は、各科目についてレポート提出を行う等、受講者の理解度や受講の姿勢が測れるようなものとする。

論点 2（代替手段について）

研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。

論点 2（代替手段について）

【検討に当たっての視点】

- 研修受講者の多くは現在児童相談所等の子ども家庭福祉分野の現場で勤務する者であり、その勤務状況により急遽研修の受講が難しくなることも十分に想定される。
- 一方、各研修科目の到達目標を達成するため、適切な方法により実施することが必要であるため、科目によっては代替手段が限られる又は代替することができないことも想定される。
- 社会福祉士や精神保健福祉士等については、新型コロナウイルス感染症の影響により実習の実施が困難な場合の措置として、養成施設等の運営に関し、実習や実習に替わり得る学習について、補講授業やインターネット等を活用した学習、レポート課題の実施等の配慮を依頼しているところ。

【整理案】

- 受講者の負担感等に配慮し、補講授業やレポートの提出等による受講を認めることとしてはどうか。その場合、当該代替手段による研修の実施については、認定機関が判断することとしてはどうか。

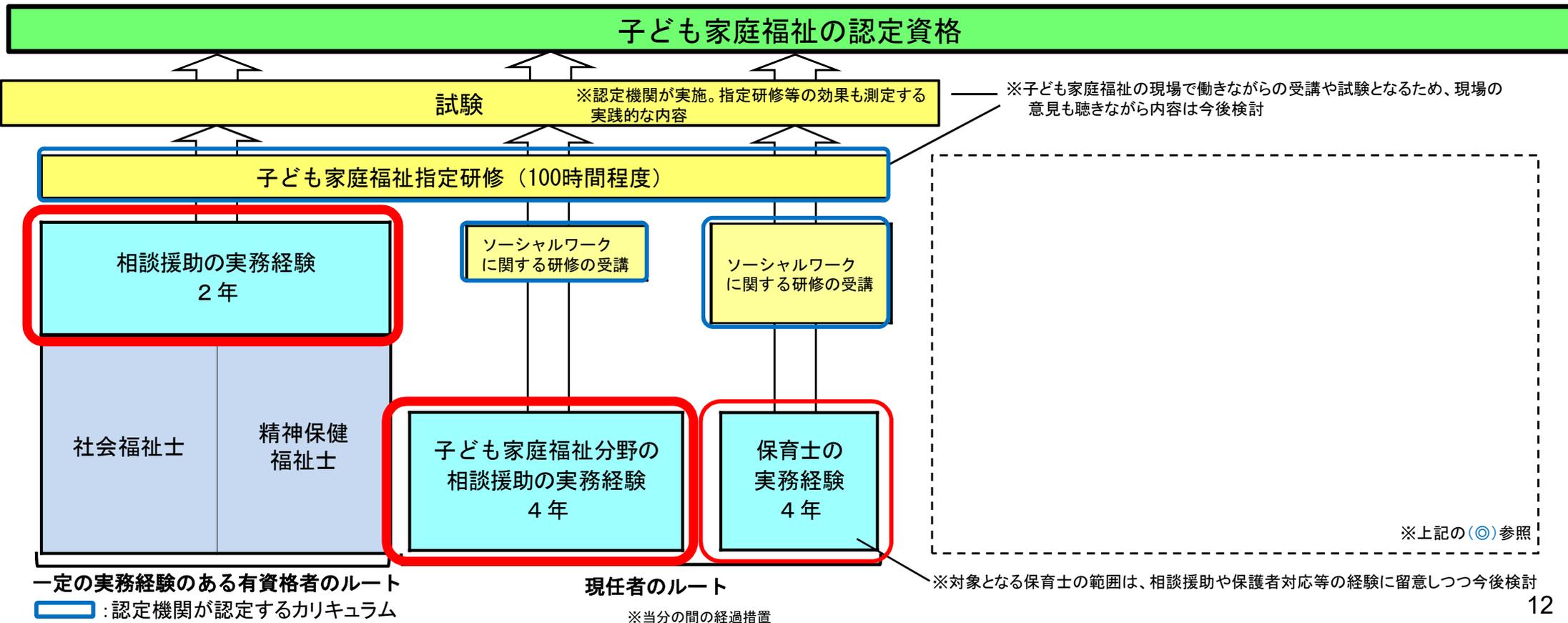
【参考資料】

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- 新たな認定資格の取得に向けた研修の受講者は、
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士については、2年の相談援助の実務経験を有する者の他、
 - ・ 子ども家庭福祉分野の相談援助が4年以上である者
 - ・ 保育士の実務経験（相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ今後検討。）が4年以上である者
 としている。



相談援助の実務経験の範囲について

- 今回の認定資格の枠組みにおいては、「相談援助の実務経験」を有する者が資格取得に向けた研修受講の対象者となることとされている。
 - このため、認定資格の付与を決定する認定機関において、資格取得希望者の「相談援助の実務経験」を適切に確認することが必要。
 - これを踏まえ、相談援助の実務経験の範囲としては、法令等で定められ、外形上客観的にその該当性が判断できる業務等を含めることを想定。
 - 具体的には、今回の認定資格が児童福祉司の任用要件の一つとして位置づけられていることも踏まえ、
 - ・ 有資格者ルートについては、児童福祉司の指定施設における相談援助業務（※）のうち、子ども又はその家庭に対して支援を行うことが法令等上想定しうる業務に係る経験
 - ・ 現任者ルートについては、児童福祉司の指定施設における相談援助業務のうち、子ども又はその家庭に対して支援を行うことが「相談援助の実務経験」法令等上明らかである業務に係る経験をとして評価することを想定。
- （※） 児童福祉法第13条第3項第2号

【相談援助の実務経験の範囲の例】

- 今回の認定資格において、「相談援助の実務経験」の範囲として考えられるものの例は下記の通り。
 - ・ 有資格者ルート及び現任者ルートいずれにおいても認められるものは、下記施設において相談支援等を行う実務経験を想定。

児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、地域活動支援センター、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署

- ・ 有資格者ルートのみにおいて認められるものは、下記施設において相談支援等を行う実務経験を想定。
 - ※ なお、有資格者ルートのみにおいて認められる実務経験について、現任者ルートの資格取得希望者が主として児童又はその家庭に対して支援を行っていることを証明した場合は、現任者ルートの実務経験としても認めることを予定。

保健所、病院及び診療所、福祉に関する事務所、婦人相談所、刑事施設、少年院、少年鑑別所、更生保護施設、保護観察所、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター